平成２６年（再イ）第１２号

岡山市東区西大寺川口120番地９

再生債務者　山本　典明

１　決議に付する再生計画案　平成26年７月９日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月28日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月28日まで

平成26年８月７日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３号

愛媛県今治市大西町脇甲1229番地１

再生債務者　檜垣　ミヱ

１　決議に付する再生計画案　平成26年８月６日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月４日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月４日まで

平成26年８月７日　松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１５０号

東京都練馬区桜台３―20―10―402

再生債務者　清水　　裕

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年８月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第５号

宮崎市鶴島３丁目46番地　九電鶴島寮307号

再生債務者　奥下　義徳

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年８月７日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００３９号

東京都江東区北砂１―３―２―1412

再生債務者　原田　宗重

１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年９月２日まで

４　一般異議申述期間　平成26年９月16日から平成26年10月７日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００２３号

東京都狛江市中和泉４―２―３

再生債務者　城　　俊也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月１日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年８月20日まで

平成26年８月６日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

滋賀県長浜市木之本町大音1736番地１

再生債務者　佐野さゆり

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月７日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００９７号

東京都大田区仲六郷３―12―７―215

再生債務者　日吉山桂子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

埼玉県春日部市粕壁東４丁目18番３―５号

再生債務者　丸山　広行

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月６日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再ロ）第１号

宮崎市柳丸町87番地２　第１コーポはらだ306号

再生債務者　開地　敬彰

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月７日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

無縁墳墓等改葬公告

一般国道312号道路新設改良工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年８月15日　　京　都　府

１　墳墓等所在地　京都府京丹後市久美浜町野中小字石峠459番１

１　墳墓等の名称　野中区集落墓地

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　起業者　京都府宮津市字吉原2586番地の２

京都府丹後土木事務所長　山本　崇裕

合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十三日

掲載頁　三十三頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十三日

掲載頁　三十三頁（号外第一六三号）

平成二十六年八月十五日

東京都中央区築地三丁目七番一号

ビル二階　　（甲）文明堂製菓株式会社

代表取締役　岡本　圭祐

東京都中央区銀座五丁目七番一〇号

（乙）株式会社文明堂銀座店

代表取締役　岡本　圭祐

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月七日

掲載頁　九十五頁（号外第一五二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　一九二頁（号外第一四五号）

平成二十六年八月十五日

東京都千代田区内神田一丁目一番一二号

（甲）全農パールライス東日本株式会社

代表取締役　塚田　　守

神戸市東灘区住吉浜町一八番地

（乙）全農パールライス西日本株式会社

代表取締役　中山　正敏

平成二十六年八月十五日

東京都中央区築地三丁目七番一号

ビル二階　　（甲）文明堂製菓株式会社

代表取締役　岡本　圭祐

東京都中央区銀座五丁目七番一〇号

（乙）株式会社文明堂銀座店

代表取締役　岡本　圭祐

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　一九二頁（号外第一四五号）

平成二十六年八月十五日

東京都千代田区内神田一丁目一番一二号

（甲）全農パールライス東日本株式会社

代表取締役　塚田　　守

神戸市東灘区住吉浜町一八番地

（乙）全農パールライス西日本株式会社

代表取締役　中山　正敏

平成二十六年八月十五日

東京都中央区築地三丁目七番一号

ビル二階　　（甲）文明堂製菓株式会社

代表取締役　岡本　圭祐

東京都中央区銀座五丁目七番一〇号

（乙）株式会社文明堂銀座店

代表取締役　岡本　圭祐

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月七日

掲載頁　九十五頁（号外第一五二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　一九二頁（号外第一四五号）

平成二十六年八月十五日

東京都千代田区内神田一丁目一番一二号

（甲）全農パールライス東日本株式会社

代表取締役　塚田　　守

神戸市東灘区住吉浜町一八番地

（乙）全農パールライス西日本株式会社

代表取締役　中山　正敏